

同一労働  
同一賃金  
への対応に  
向けて

パートだから…

契約社員だから…

「仕方がない」と思っていないですか？

パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「ハゆう」ちゃん

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

基本給



賞与



手当



「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は  
正社員との間の待遇差について  
事業主に説明を求めることができるようになります。

パートタイム・有期雇用労働法  
2020年4月1日施行

中小企業は2021年4月1日適用

詳しくは裏面へ▶



厚生労働省

問い合わせ・相談先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

パート・有期労働者ポータルサイトでも情報を提供しています。  
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>

# パートタイム・有期雇用労働法のポイント

## 1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

## 2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

相談ください!!

## 3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。



## 不合理な待遇差をなくそうキャンペーン（令和元年7月1日～9月30日）

パートタイム労働者、有期雇用労働者の皆様へ

**正社員との待遇差についての特別相談窓口を設置します！！**

- ・正社員には通勤手当があるが、パートにはないのは仕方ないのか。
- ・パートは社員食堂が利用できないのはおかしくないのか。
- ・仕事内容が正社員と同じなのに時給が低いのは納得できない。

○受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:30～17:00

○電話：086-225-2017（岡山労働局雇用環境・均等室内）

○来局の場合は：

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、  
厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）へ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



パート・有期労働ポータルサイトでも、  
パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。  
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

